

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成22年6月18日(金曜日)

午前9時30分～午前11時49分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 安 富 法 明 委 員 長 原 田 茂 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)
南 口 彰 夫 委 員 布 施 文 子 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 主 査
岡 崎 基 代 係 長

6. 説明のため出席した者の職氏名

村 田 弘 司 市 長	林 繁 美 総 務 部 長
波佐間 敏 総 務 部 長	福 田 和 司 総 務 部 次 長
倉 重 郁 二 総務部財政課長	川 島 茂 総務部税務課長
久 保 宏 二 総務部監理課長	内 藤 賢 治 総務部国体推進課長
田 辺 剛 総合政策部長	奥 田 源 良 総合政策部企画政策課長
末 岡 竜 夫 総合政策部地域情報課長	松 野 哲 治 総合政策部商工労働課長
藤 井 勝 巳 美東総合支所長	杉 本 伊佐雄 秋芳総合支所長
平 田 耕 一 美東総合支所総務課長	桑 原 章 光 秋芳総合支所総務課長
藤 澤 和 昭 病院事業部長	篠 田 洋 司 病院事業部経営管理課長
井 上 孝 志 美東病院事務部事務長	中 村 弥壽男 上下水道事業局長
小 田 正 幸 上下水道事業局管理業務課長	坪 井 一 治 上下水道事業局施設課長
久 保 毅 会 計 管 理 者	西 山 宏 史 監査事務局長
河 村 充 展 総合政策部第三セクター対策室長	

午前9時30分開会

- 委員長（安富法明君） おはようございます。委員会の構成替えがございまして、委員長私と副委員長原田で後半の2年間努めさせていただきます。議事の進行にあたらさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。只今より、総務企業委員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました条例改正案等の議案6件につきまして、審査をいたしたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。市長さん、ご報告等ございますでしょうか。
- 市長（村田弘司君） 特にありません。よろしくお願いします。
- 委員長（安富法明君） 議長さん。
- 議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いします。
- 委員長（安富法明君） 委員の皆さん方特にございますでしょうか。（発言する者あり）それでは付託議案のほうを先行させて審査していただきます。それではこれより審査を始めます。最初に、議案第2号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を審査をいたします。執行部より説明を求めます。はい、末岡地域情報課長。
- 総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 議案第2号は、美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、提案理由につきましては本会議場で市長が申し上げましたとおりでございます。具体的には、参考資料の1ページ、本条例の新旧対照表にお示していますとおり、加入促進期間を本年12月31日まで延長するもので、加入促進期間の加入分担金は、これまで同様に5万円から2万7,300円に減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。
- 委員（三好睦子君） 12月31日までと言いますけど、28日までなんですけど、業務は。来年の1月に持ち越してもいいということなんですか。
- 委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長。
- 総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 一応、市役所の業務は28日まででございますが、MYT等につきましては31日まで宿直もおりますのでもし何らかそういうふうな申請があればきちっと日付を確認して対応させていただきたいというふ

うに考えております。以上です。

- 委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかにありますか。はい、南口委員。
- 委員（南口彰夫君） 延長するということなんじゃけど、加入状況というか、進捗状況はこの数字的には把握されちよと思うんじゃけどその辺は報告できるんかね。（発言する者あり）
- 委員長（安富法明君） 今の南口委員の質疑ですが、（発言する者あり）開かれてません。美東・秋芳地域で案内がですね、ちょっと区長さん辺りに届いているようなんです。現状の説明をさせていただきたい。その辺だけでもいいから執行部のほうで。はい、末岡課長
- 総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 本条例につきましては、美祢地域のMYTの加入促進期間を延長する条例でございます。ですからMYTは今現在何%というのは手元にないから申し訳ないんですが、委員長のおっしゃいました説明会というのは、今度、新たに開局する秋芳地域の説明会でございます。ですから秋芳地域につきましては山口ケーブルテレビジョンの加入率は0%でございます。これを21日と23日の2日に分けて区長さん宛に説明会のご案内をさせていただいております。そこで秋芳地域のことはご説明をさせていただこうというふうに考えております。以上です。
- 委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） 今、南口委員の質問のもうちょっと詳しい説明願いたいんですが、これは昨年の10月1日から始めてですね美祢市、それから美東町、秋芳町それぞれどれくらいこれを適用して加入があったか、数字が解れば教えてほしいんですが。
- 委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長。
- 総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 適用後の加入率ですが、これにつきましては今、手元に資料がございませんので、後程調べてまたご提示させていただければと思います。申し訳ございません。
- 委員長（安富法明君） よろしいですか。そのほか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（安富法明君） ほかに本案に対するご意見等ございますでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） それではこれより議案第２号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を審査いたします。執行部より説明を求めます。福田総務部次長。

- 総務部次長（福田和司君） それでは議案の第３号、３－１ページ、並びに参考資料の２ページをお開き下さい。議案第３号につきましては、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。これは、地方公務員の育児休業等に関します法律等が一部改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容につきましては、育児又は介護を行う職員の勤務につきまして、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求を可能とするための所要の改正でございます。それに伴います項番号及び引用規程等の整理を行うものでございます。以上でございます。

- 委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） よろしいですか。それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） ないようでございますので、それではこれより議案第３号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、福田総務部次長。

- 総務部次長（福田和司君）　引き続き先程、ご提示いただきました議案の４－１ページ、並びに参考資料の５ページをお開き頂きたいと思います。議案第４号は、美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、急速な少子高齢化に対応するため、家族を構成します男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するため、従前では職員の配偶者が既に育児休業法その他の法律により育児休業等を取得している場合においては、職員は育児休業等を取得できませんでしたが、配偶者が育児休業等を取得している場合においても取得することができるように所要の改正をするものでございます。以上でございます。
- 委員長（安富法明君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。
- 委員（三好睦子君）　国の方針で男女共同参画の実践と思われますが、男性も育児参加しようということはよいことだと思います。まず、女性の育児休暇が取れているかということが問題だと思います。今、過去に育児休暇をしっかりと１年間取っておられた方があるかどうかということと、仕事が忙しくて周りに迷惑かけるのではないかと取れないのではないかと、取りやすい体制はできているかということをお尋ねします。そして、女性の場合、産休と育児で２年間は休みを取るようになるとありますが、復帰したときに、休暇前のもとの職場に戻れるかどうかということと、３号と関連しますが、これも介護休暇もこの中に含まれるのでしょうか。男性も育児ではなくて介護を受ける休暇が取れるようにしていただきたいと思いますが、介護の文言が入っていましたでしょうか。お尋ねします。
- 委員長（安富法明君）　はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君）　現在育児休業につきましては１００％取得をしております、１年以上の育児休業につきましては臨時職員等でそれぞれの職場に支障がないように対応をいたしております。以上でございます。（発言する者あり）それと復帰後もとの職場に復帰できるかということでございますが、基本的には総務課

付けにおきまして、育休に入るようになっておりますが、それぞれの職場の体制等も勘案してですね、新たな職場なりもとの職場なりに、その時の状況に応じて対応いたしておるところでございます。（発言する者あり）

- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 介護休暇につきましては確認いたしまして、後程説明をさせていただきたいと思います。
- 委員長（安富法明君） はい、南口委員。
- 委員（南口彰夫君） 休暇中の賃金は１００％払いよるん。
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） １年間につきましては給与の保証（発言する者あり）１年までは１００です。（発言する者あり）それを超えた場合はございません。
- 委員長（安富法明君） はい、三好委員。
- 委員（三好睦子君） 確認しますけど、産休と育児と２年間は１００％ですね。ボーナスカットはどうなんでしょうか。
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 正確なところ確認して後程報告をさせていただきます。
- 委員長（安富法明君） その他質疑はございますか。布施委員。
- 委員（布施文子君） 先程の質問の中にお答えがなかったと思うんですが、男性の育児休業の取得状況はどうでしょうか。
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 男性の育児休業につきましてはございません。
- 委員長（安富法明君） ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 質疑がないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。はい、南口委員。
- 委員（南口彰夫君） 質問にしたら答えがちょっと戻ってこないの、意見として調べておいてほしいのは、公務員の育児休暇は１００％なんです、民間がどうなっているかはその格差は次の機会まで是非調べておいてほしいと思います。
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。

- 総務部次長（福田和司君） 確認しましてまたご報告させていただきます。
- 委員長（安富法明君） ほかにご意見がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） ないようでございます。それではこれより議案第４号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号美祢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についての件を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、福田総務部次長。

- 総務部次長（福田和司君） 議案の５－１をお開き下さい。参考資料につきましては１０ページをお開き頂きたいと思います。議案第５号につきましては、美祢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてでございます。これは、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、本年４月１日より月６０時間を超える時間外勤務について、時間外勤務代休時間を新設したことに伴いまして、本条例中の職員団体のための職員の行為の制限の特例において、給与を受けながら、職員団体のための業務及び活動ができる期間に時間外勤務代休時間を加えることに伴う条例の一部改正をするものであります。以上でございます。

- 委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 質疑がないようでございます。本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） ご意見もないようでございますので、それではこれより議案第５号美祢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての件を審査をいたします。執行部より説明を求めます。はい、福田次長。

- 総務部次長（福田和司君） 議案６－１ページ、並びに参考資料の１１ページをお開き下さい。議案第６号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。これは、国において、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、及び雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件を見直し所要の措置を講ずるため、雇用保険法の一部を改正されたことに伴いまして、本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。説明につきましては以上でございます。
- 委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 質疑がないようでございます。本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） ご意見もないようでございますので、それではこれより議案第６号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号美祢市庁舎等整備基金条例の制定についての件を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重財政課長。

- 総務部財政課長（倉重郁二君） それでは、議案第７号美祢市庁舎等整備基金条例の制定についてご説明を申し上げます。それでは議案の７－１ページをお開き願ひ

たいと思います。今回新たに基金を創設いたしまして条例の整備をいたすものでございます。それではまず、第1条におきまして、基金の設置の目的について定めたものであります。市庁舎、その他市勢発展の基盤となる施設の整備に要する経費の財源に充てるための基金といたしております。第2条では、積み立てる額は予算で定める額といたしております。第3条では、基金の運用管理について。第4条では、基金から生じる収益につきましては、当該基金へ編入することといたしております。第5条では、基金の繰り替え運用ができる旨を定めたものであります。第6条で、基金の処分について定めたもので、設置の目的に従い使用する場合に限り、全部又は一部を処分することができるというものでございます。第7条は、委任規定となっており、附則におきまして、この条例は交付の日から施行することといたしております。以上であります。

- 委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口委員。
- 委員（南口彰夫君） 今、読まれた第1条に市庁舎、その他の市勢発展の基盤となる施設とこのように書かれておりますが、この文書の解釈から行くと旧秋芳町の庁舎や旧美東町の庁舎などは当然対象になると、必要であれば、という解釈に当たるとはどうでしょうか。
- 委員長（安富法明君） はい、倉重課長。
- 総務部財政課長（倉重郁二君） 市勢発展の基盤となるような施設であれば対象になるというふうに理解しております。
- 委員長（安富法明君） はい、南口委員。
- 委員（南口彰夫君） 市勢の発展の基盤となる施設だと言うのは私が言って決めるのか、それとも市長が行って決めるのか、どこで誰が行って決めるのかが議論の対象になるんですが、その点は如何ですか。
- 委員長（安富法明君） はい、村田市長。
- 市長（村田弘司君） 今のご質問ですけれども、市勢発展のために寄与する施設、整備に関することという文言を入れております。今、各総合支所のことを具体的に今おっしゃいましたけれども、いずれにしても本庁舎のことについては合併協議の段階で10年を目途に考えて行こうということがありました。附帯決議もありましたけれども、合わせまして各合併をいたしました旧一市二町それぞれ振興を図

る必要があります。その財源の基盤となりますものをお金を貯めていこうということとでございます。今の話で行きますとですね、いずれにしましても施設を建てるときには、予算を議会のほうに提案をいたします。その財源として、この基金をもし、この基金条例をお認めになっていただければ、その財源として基金繰入金として充当財源として議会のほうに提示させていただいて、そこで、議決を賜るということになりますので、当然のごとく私の判断で行政のほうはですよ、これを使うということ出しますけれども、議会のほうでも十分にご審議を頂いて、これを充てるかどうか、適正かどうかということもご審議を賜るということになりますので、その辺をご理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

- 委員長（安富法明君） よろしいですか。南口委員。
- 委員（南口彰夫君） その辺はご理解いたしました。ただ、例えば旧美祢市の三町三村の合併においても、地域の状況鑑みて、それぞれの例えば於福地域、豊田前、伊佐、厚保に公民館として、出張所機能を持たせながら地域の拠点を作ってきただろうと思います。そういった点では少なくとも、もう合併して3年目に入りますが、先の産業振興対策特別委員会でも旧美東町の庁舎の今の現状、とりわけ秋芳町の庁舎それぞれが、どう見ても耐久年数は超えちよるし、2階に上がれば、ぎしぎしいう議会事務局があったぐらいなんですけど、いずれと言うか、できる限り庁舎の老朽化からするならば、何らかの方針を打ち出さなければならないと思いますが、それが前の産業振興の委員会での答弁は、地域審議会があるからそうした答申も受けながらということでしたが、少なくとも今のままの状況であれば、もう2年経っても何ら進展がないのではないかと予想されるので、その辺で市長のほうで、今後2年先を展望しながらどういう方向で位置づけて対応されようとするのか、若干ご意見をお聞きしたいと思います。
- 委員長（安富法明君） はい、村田市長。
- 市長（村田弘司君） 各総合支所につきましては、いろんな観点から考える必要があるかと思います。古さからいえば、今この委員会を開いております本庁舎ですねこれについても非常に古い建物で、おそらく美東総合支所、秋芳総合支所、建った年はあまり変わらんとします。いずれの3庁舎もですね、ですからその耐震性とか利便性とか市民の方にとってですよ考えますと、お金があればいずれの施設もすぐでも建て替えたいと言うのが私の本音でございます。しかしながら、財源的な

措置が必要であるということ。それと各総合所については特にですね、その地域のかつての町ですねセンター機能を持っておるということがありますんで、庁舎そのものがなくなるとかいうことになりますと非常な地域の疲弊感をもたらすということがありますので、そういう中で、じゃあ何時建て替えるかという具体的な今、話になったと思いますけれども、この基金条例をお出ししたのもそういうふうな意図があるということですね。前ぶりという言葉は悪いですけども、そういうふうな意識付けをするために基金条例をお出しをして、そして着々と市としての財政基盤を固めつつ、そして、ある一定の余力をこの基金によって加えていく。そして、具体的に何時の時点でその整備を行っていくかという道筋を出そうと思っております。その段階では当然のごとく各地域審議会でのご議論は賜りたいですし、議会サイドのご議論も賜りたいというふうに思っております。ですから財源があればですよ、今100億円あればすぐにでも何時やりますということにお話し申し上げたいけれども、市本体を侵すところが市民にとっての一番不幸になりますので、それを考えた上でこれから道筋をお示しして行きたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 1. 2点お尋ねなんですが、積立額が定額ではなくて2条によると一般会計の予算の定めるところによるとこう書いてあるから、年によったら5,000万もあれば1億もあるだろうと思うんですね。これも市長の考えなんですけど、だいたいどれぐらいを目途にと、7条で委任事項がありますから市長がどうかで要綱でも作られれば別ですが、どれぐらい目標にされてるか。それからもう一つ、5条の繰り替え運用について、市長が必要と認めたときとこういうことですから、議会の承認もなんにもいらんで取り崩せるというふうに理解をしてもいいのかどうか。それからもう一つは、この増設又は改修ということになりますと、先程話が出ました耐震とかを考えた場合、大幅な改修工事があるというようなことが起きたときに、これを使えるんだろうかと、こういうふうに思うんですね。ですが、安易にその修理にこれを取り崩していきよると庁舎の建て替えというのは夢物語になっちゃうんで、その辺の取り扱いはどういうふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（安富法明君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 最後におっしゃいました基金条例案の第6条の基金は庁舎等の新設、増設又は改修に要する経費という文言の改修に当たる部分、これを優先させてしまうと、本来の目的であるこの新庁舎の新設に寄与できない基金になるんじゃないかというご質問だろうと思います。ごもっともだろうと思います。私もこの基金条例の本来の目的はですね、新庁舎の敷設をするための基金という認識であります。しかしながら、先程の南口委員の時にも申し上げましたが、非常にこの市の財政基盤というのは厳しい状況で、それを一生懸命強化しようとしてきております。そういうふうな中で、万が一ですね例えば大きな地震等があって庁舎等がどうしようもないと早急にやらなくちゃいけないということが起こることも考えられるというのがありますよね。そういうことを想定して、その時には緊急的にこの基金を使わざるを得ないときもあるだろうということを想定をしたということです。ですから、新庁舎だけということに括ってしまいますと、万が一の緊急的な財政指数を必要とするときに、この基金の取り崩しが不可能になりますので、緊急性を緩和したために、この文言を付け加えたということでご理解を賜りたいと思います。それと一番最初に申された基金の積立額ですね、毎年の。これ定額で今考えておりません。というのが毎年毎年職員数を圧縮をしてきております。形状コストを抑えて行くことを一番大きなことによって毎年の財政基盤を強めていって、ある一定の基金を作って行こうということもやっております。それと借金を減らしておるということもやっています。昨日ですかね一般質問にお答えしたとおり市の借金は減らしてきておりますし、市の貯金のほうは増やしてきております。その貯金に当たる部分なんです、今の時点でこの21年度末ですね、だいたい現金ベースでいいますと全基金を合わせまして34億程度あります。私の感覚では、できれば5,000万から1億程度はこれに積み立てて行きたいなという思いがありますけれども、財政部署のほうですね財政課のほうが全体的な財政運用をする中で私のほうへ相談があるでしょうから、その時点で具体的な数字を入れたいと思いますけれども、毎年の生みだして余力と出てくる金が違ってきますので、その中でちょっと考えさせて頂きたいというふうに思っております。（発言する者あり）これは担当部署のほうから答えさせましょう。

○委員長（安富法明君） はい、倉重課長。

○総務部財政課長（倉重郁二君） 第5条につきましてですが、これは歳計現金の繰

り替え運用ということでございまして、通常歳計現金が足らなくなりますと金融機関から一時借入金で運用してまいるところですが、この基金を取り崩して当面繰り替え運用すると、年度末には又元に戻すという事項でございます。

○委員（竹岡昌治君） 今、市長が基金は34億ぐらいという話もあったんですが、これを維持と言うか、最低限維持よりは、むしろ少しでも増やして行きながら基金を庁舎の基金を積み上げていくと、その中で今も美祢市の場合はその基金からちょっと一時借りてまた年度末に戻すという手法を使ってるわけですね。金融機関から借りないで。今課長の話によるとなんか基金がもうなくなったら利息払うてまどと、何故この基金だけが利息を賦課するのか普通の基金には確か利息を付けてやってますか、年度末に。その辺の考え方が何故こんな決め方をされたのか、もう一回よくわかるように説明していただきたいと思います。

○委員長（安富法明君） はい、倉重課長。

○総務部財政課長（倉重郁二君） 現在におきましては、基金の繰上運用は生じておりません。歳計現金内で回っているところでございますけど、どうしても必要になった場合には、この基金を繰り替えて運用するということでございます。なお、この利息でございますけど、これはあくまでも基金ということでございますので基金を借りてまた基金へ戻すときには、利息を付けて戻すということで定めてるものでございます。以上です。（発言する者あり）

○委員長（安富法明君） はい、倉重課長。

○総務部財政課長（倉重郁二君） ほかの条例につきましても、繰り替え運用の条例につきまして、この期間及び利率というのは定めております。

○委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 例えば、いろんな基金を使ってる場合にも条例には利息をとると謳ってあるんかね。謳ってあれば、とることもできるというんならとらんでもいいんじゃないけど、利息を定めて基金に属する現金と云々と書いてある。私は利息を内部利息は必要ないんじゃないかと思うんですけど。現実にとっておられないんですよ。とってますか。

○委員長（安富法明君） はい、波佐間部長。

○総務部長（波佐間 敏君） 只今の竹岡委員のご質問ですけれど、財政調整基金、その他特定目的基金、減債基金とか退職手当基金、それぞれ先程市長が申しました

ように総額で30数億円あるわけですけど、通常基金独自の定期預金といいますか、そういうふうに独自管理をしておりますので、本来であれば定期利息が発生するわけですけど、どうしても歳計現金で不足が生じたときには定期預金を取り崩してですね普通預金扱いとして歳計現金の中に繰り替えてしまうということになりますので、基金の建て前からいえば本来生じるべき利息、それが損なわれるという事態が生じますので、条例としては、こういう項目第5条設けて利息が発生するとそういう契約をするということで定めております。しかしながら、先程委員も申されましたように、実際の運用としては同じ市の現金であるという考え方から一般歳計現金で借り入れするとそちらから利息が発生するという考えになりますので同じ市の現金ということ鑑みまして、実際の運用のところは差し控えてるということ実情でございます。以上です。

- 委員長（安富法明君） 現状では、この5条に関するようなことはないでしょうね。よろしいですか。（発言する者あり）はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） 例えばですね、土地開発基金がいねちょっと名前が出てこんやったけど、土地開発公社になんばか貸しても、病院間で貸してもですね私は内部金利はちょっと取ってないと思うんですよ。また内部金利とっても意味がないと思うんですよ。ですから確かに事業の独自性から言えば、万一そういうことがあれば利息を取るというのが原則だろうと思うんですが。一般会計の運用上で銀行借りゃ金利がかかるから、内部の基金運用についても金利を定めるというのはいいんですが、実際にとらんのなら別に定める必要はない。ただ期間を定めて書いてあるから、これが3年なのか1年なのか単位は解りません。通常、基金運用をやっているのは1年のワンイヤーでやってるわけですから、これを期間及び利息を定めてということになると、例えば5年でもそういう事態をおこさんにやらんという事態も含めて考えておられるんじゃないか。それから、すいません。ほかの基金の条例を見てないんで何とも言えませんが、同じ文言で整理がされてるんですかね。
- 委員長（安富法明君） はい、波佐間部長。
- 総務部長（波佐間 敏君） 只今のご質問ですけど、この第5条の繰り替え運用につきましては、ほかの基金条例につきましても、全て入って条文に記載されております。
- 委員長（安富法明君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 質疑はないようでございますので、ご意見はございますか。よろしいですか。はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） 先程、市長がいわれた他の基金、まちづくり基金だとか、減債基金とかいっぱいあるんですが、それぞれ法で示されたものもあると思いますがこれにこれを減額することなく上積みで努力をしていただきたいという希望を述べておきます。
- 委員長（安富法明君） ほかにご意見がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） ご意見もないようでございますので、それではこれより議案第7号美祢市庁舎等整備基金条例の制定についての件を採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案6件につきまして審査を終了いたしました。ちょっと暫時休憩をいたします。

午前10時17分休憩

.....

午前10時42分再開

- 委員長（安富法明君） それでは、再開をいたします。休憩前に報告事項についての資料提出についての件で休憩をとりましたが、その前に先程の議案の答弁の中で福田総務部次長から発言の申し出がありましたので許可をいたします。福田総務部次長。
- 総務部次長（福田和司君） それでは、先程ご質問のございました三点について説明をさせていただきたいと思います。まず一点目ですが、産休と育休の通算でどの程度の期間かと、またどういった取扱いになってるかということでございますが、産休につきましては、基本的に有給。育休につきましては無給ということになります。先程ご説明しましたものを訂正さしていただいて、今からの説明をということでさせていただきたいと思います。産休につきましては、産前8週間、産後8週

間。これにつきましては、有給でございますので給与の保障をいたしております。それに引き続き、育休を取った場合につきましては、子どもが3歳に達するまでについて育休を取得することが可能となっております。この育休につきましては、無給でございます。先程、給与が育休について支出されるというふうに発言さしていただきましたが、これにつきまして無給でございます、その代わり共済組合のほうからその給与についての6割程度の補填がなされるということになっておりますので、条例上の支給ではございません。その共済組合からの支給につきましても、3歳までの育休のうち1歳に達するまでの期間について、共済組合のほうで保障がなされているという状況でございます。続きまして、介護休暇のご質問でございますが、介護休暇につきましては、職員がその配偶者、父、母、子、配偶者の父、母、その他、規則で定めるものについて、2週間以上6ヶ月までの期間を対象として介護休暇を取得することが可能ということでございます。これにつきましては、取得した部分について無給ということになります。ですから1日で1時間の介護休暇を取れば1日の給与を時間割にしてその部分ほど減額すると。1日休めば当然その分の給与はなしという形になります。それと南口委員さんのほうからのご質問がありました育児休暇中の賃金等、民間との格差はどうかというご質問でございますが、産休でございますが、産休につきましては、これは労働基準法上認められております制度でございますので、産休につきましては、民間、公務員関わりなく給料の支給がなされておるというふうに考えております。育休につきましては、先程申しましたように無給でございますが、それぞれの共済なりそういった形での補填は、あるかないかという部分での差があるかないかということだろうと思うんですが、これにつきましては、それぞれの保険制度、共済組合等の取扱いによって若干制度が異なっておりますので、そこら辺りにつきましては、どの程度の差があるかということは、ちょっと把握はしておりません。以上でございます。

- 委員長（安富法明君） 只今の説明ですが、これに関してはよろしいですかご意見。はい、三好委員。
- 委員（三好睦子君） 共済組合と雇用保険と同じものなんでしょうかそれと介護休暇ですが、2週間以上6ヶ月以内は取れるんですが、無給と言われましたが、これについての共済組合から出ないのか。ちょっと勉強不足で雇用保険と共済組合と同じかどうか。違いますいね。

- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 今回の条例改正のご質問とは、ちょっと若干違う部分であろうかと思いますが、雇用保険と共済保険と。（発言する者あり）制度が全然違いますので、はい。その辺の制度の違いにつきましては、別の形でちょっと説明させていただけたらと思いますけど。はい。
- 委員長（安富法明君） はい、三好委員。
- 委員（三好睦子君） 雇用保険から6割ぐらい出ないか。（発言する者あり）はい、わかりました。（発言する者あり）ちょっと、調べましたらですね、産休に出るのは有給だが当然出るけど、育児休暇については出ないということなんですが、その部分は補填っていうか、それが雇用保険から出てるというのを聞きましたので。（発言する者あり）わかりました。（発言する者あり）
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 改めて説明をさせていただきますが、先程申し上げましたように育休につきましては、無給でございまして、それぞれの加入されている共済等の保険のほうからこういった形で支給率も含めて支給されておるかというのは、それぞれの制度上違ってまいりますので、これは、一律ではなかろうというところでございます。以上でございます。（発言する者あり）
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 公務員の場合は、市町村職員共済組合というものがございまして、国であれば国家公務員共済組合で、民間であれば社会保険の（発言する者あり）職員は、市町村職員共済組合という団体に加入しておりまして、そちらのほうから子どもが1歳になるまでは、約6割程度の保障をするというものがあるということです。以上です。
- 委員長（安富法明君） 三好委員よろしいですか。三好委員。はいどうぞ、三好委員。
- 委員（三好睦子君） わかりました。それとこの議案の中にはないんですが、介護休暇についても同じ取り扱いなんではないでしょうか。
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 介護休暇につきましては、先程ご説明したかと思いますが、2週間以上6ヶ月未満これにつきまして休暇を取得することができるという

ことです。これにつきましては、当然休んだ期間につきましては、減給ということになります。以上です。

- 委員長（安富法明君） はい、三好委員。
- 委員（三好睦子君） 共済組合から6割出ますかとお尋ねしています。
- 委員長（安富法明君） はい、福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 介護休暇中の共済からの支給があるかということですかね。すみません。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。（発言する者あり）
- 委員長（安富法明君） 後ほど報告をしていただくということでよろしいですね。ほかには。南口委員のあれはいいですか。さっきの質問。南口委員。
- 委員（南口彰夫君） 公務員と民間の同じように育児休暇の格差がわかるじょうかということ。公務員のは国家公務員、地方公務員の違いがあるという説明は受けたんじゃけど、民間のほうは、当然企業組合の制度とそれから中小企業の場合は、ハローワークが窓口の雇用保険で対応するようになっちゃうよね。そこで支給される額を又後日でもいいので、宇部興産の場合は、宇部興産共済組合に電話したら教えてくれるから。それぞれの大企業の企業組合、大企業の場合とあとは中小、零細が加入する雇用保険との関係で、その格差がどれくらい差がついてきちゃうのかを一度調べてもらって、できれば認識を共有したほうがいいのではないかなと思ったのです。以上。
- 委員長（安富法明君） 今、南口委員の資料請求は、執行部のほう大丈夫ですか。後日でいいみたいですが。大丈夫ですか。（発言する者あり）はい、じゃあお願いをいたします。ほかには。執行部の答弁等についてよろしいですね。次、いってよろしいですね。はい。それでは、その他の件で請求のありました土地開発公社の件を議題とします。はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） 十文字原のですね事業用地の今、帳簿を出していただいたんですが、ちょっと、その前に基本的なことをお伺いしたいんですが、土地開発公社で旧美祢市の時ですね、資産と負債のバランスをやっぱりとるべきだということ、かといって発生する支払利息を資産に組み入れていくとバランスが将来狂ってくると。極端な言い方をすると、資産評価は10億しかないが負債は15億になるという可能性が出てくるということですね。債務負担行為を議会で承認したと思うん

ですね。限度額がなんぼやったかちょっと。これが今もいきているかどうか。旧美祢市の債務負担行為のあれが。いわゆる一般会計からの運営補助金という形で私の記憶では4,000万とってたんですが、それがどうなのかちょっと。

- 委員長（安富法明君） はい、田辺総合政策部長。
- 総合政策部長（田辺 剛君） 今の竹岡委員のご質問ですが、利息分を市が負担していたかどうかというご質問がありましたが、旧美祢市でも一般会計から利息分を土地開発公社に対して補助しておりました。新市になりましたら、今、言われたように金額は、4,000万前後ぐらいだと思いますが、一般会計のほうから補助しております。以上です。
- 委員（竹岡昌治君） それをベースにお話ししたいと思うんですね。十文字原、今回4億数千万の評価損を出したと。今、帳簿を見せていただいたら平成8年度3億8,334万9,000円、一番左かたの2番目の数字ですね。U社と書いてある相手先が。3億8,300万で買ったものが、評価がですね4億なんぼになりますよね。この間おそらく利息を上乗せしていったと。約1億に近い利息を上乗せしていったと。そうしますと私がさっきお尋ねしたのは、債務負担行為、あれ何年だったかなあ10年という限定があったと思うんです。しかも4,000万を限度とするということだったと思うんですね。そうしますと今年の決算書を見せていただきますと、10万ほどオーバーしてるんですね。4,010万。だから、いきているかどうかと。債務負担行為が引き継がれたかどうかということが一点。そうすると、わずかな金額じゃけど何かほかのものが入っているのかというのが一点。それから、今後評価をいくら下げても借入金残高は、これに対して三好議員が質問しよったね。西中国信金が、3億4,500万ぐらいの借入金があるわけですね。そうしますと利息がなんぼやったかいね。600万ぐらいですか。これを今後、どうやっていくんか。ただ一般会計から毎年利息分を運営補助するよという予算提案をされるのか。それとも、かつて美祢市がやったように、何年間かまた限度額を決めてそうしたものを、ずっとこう負担してきますよと。こういう扱いをされるのか、その辺のお考え方をちょっと聞きたいんですが。
- 委員長（安富法明君） はい、波佐間総務部長。
- 総務部長（波佐間 敏君） 只今の竹岡委員のご質問の債務負担の件についてご説明いたします。委員さんが言われているのが、来福台の関係の住宅団地造成事業に

関連した土地開発公社への交付金の件ですけれど、債務負担が平成１５年に設定しておりまして、１６年間という期間設定を設け、限度額が４億６，３５８万で設定しております。旧美祢市で設定したものでございますけれど、新市にも引き継いでおります。現在、６ヶ年間で２億２，８３８万の支出となっております。今後１０年間で２億３，５２０万という限度額設定でございます。残りが２億３，５２０万。

- 委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） それは、十文字原に関しても適応できるわけ。
- 総務部長（波佐間 敏君） 土地開発公社への交付金ですから、当初は来福台、旧美祢だけでしょうけど、新市としては全て土地開発公社に対する交付金ということで該当はできると思います。（発言する者あり）
- 委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） そしたらですね、今の当初は来福台のというのに、私は限定していたと思ったら、そうじゃあないよと。土地開発公社ということになれば、それは当然十文字原も入るよと。こういうことだろうと思うんですね。しかも平成１５年から１６年間。僕は１年間で限度に４，０００万を限度にというふうに記憶していたんですが、総額でやってるとは思わなかったんで、４億６，３５８万ですか、あと残りが２億３千数十万あるよということなんですが、まだ相当の期間、見込まれるんじゃないかと思うんですね。また、どこかで一般会計から補填するよというような考え方が示されるだろうと思うんですね。この辺は、そういうお考えなんじゃないかな。去年もやっぱ８００万ぐらい土地開発公社の支払い利息が、例の十文字原で出てますんで、その辺をもうちょっと詳しく考え方を教えて下さい。
- 委員長（安富法明君） はい、田辺総合政策部長。
- 総合政策部長（田辺 剛君） 今後の一般会計からの補助の方向については、今現在は借入金の利息分と、その他経費分について一般会計から補助しておるんですが、今後の十文字原総合団地については、簿価の評価替えを行って、そのかなりの下落をしておるということで、この補填については、まだちょっと具体的な方向は出ておりません。今年度公社の抜本的な改革と併せて、具体的な検討を進める必要があるというふうに考えております。以上です。
- 委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

- 委員（竹岡昌治君） 今年度土地開発公社のあり方、そのものを検討されるんだろうと思うんですね。今、執行部の説明では、土地の価格の下落とおっしゃってます。私は、下落じゃあなくて、もともと山林ですからそれぐらいの価値しかなかったものを3億8,000万も出してね、あの山をよう買うたなと思うんですが、それを今、議論したって平成8年に美東町さんがやられたことですから、これはしょうがないと。そして利息を積み上げてきたと。これも合併前のそれぞれの会計の手法の仕方が違うんで、まあ止むを得んなというところも理解しながら進めていかなくちゃあいけないだろうと思うんですね。そこで、700万のあれをお聞きしたときに確か将来負担行為の中での数値とおっしゃったんですが、その数値そのものは、例えば不動産鑑定士等で見ていただいたものなのか、あるいは、単純に山林としての近辺の評価額ということなのか。その辺だけもう一点。
- 委員長（安富法明君） はい、田辺総合政策部長。
- 総合政策部長（田辺 剛君） 只今のご質問なんですけど、この753万1,000円。これについては、不動産鑑定によるのではございません。固定資産の評価額を採用しておるということであります。以上です。
- 委員長（安富法明君） よろしいですか。はい。ほかに本件に関するご質問はございますか。よろしいですか。（発言する者あり）よろしいですね。土地開発公社の件はよろしいですね、これで。次、はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） 次にですね、報告事項ばかりで申し訳ないんですが、特に議会において、この農林開発株式会社については、当初から儲からんことはやめろと言うような意見もありましてね。一旦そうは言っても立ち上げて1年、実験事業をやられて、そして21年度は、思うように販売はできていませんが、竹の子も含めて水煮も一応試験段階は、みな終わったということで、当初からの計画のいよいよ3年目がことしが勝負だろうと思うんですね。ことしでかなり方向付けと言いますか、そういうものが出来上がってきているというふうに認識しております。しかしながら、まだ議会の中では、くすぶってるんですよ、反対だったと。当初から反対やったからやっぱ補助金出すのもやっぱ儲からんと、最初から言いよったではないかと。従って出すことについては、反対だとか。そういう意見が実はありました。あってもある議員さんは、民主主義じゃから決まったことは、それでいいんじゃないのと言われるから、それは少数意見として貴重な意見だろうと私は思うん

です。しかしながら、やっぱり現場では常に議会から反対されると言うんで、全く士気が上がらない状態になってます。せっかく3年目の一番軌道に乗っていかなくちゃいけないという時期に、そういう現象が起きていると。そこで先日、会派代表者会議で私、議長に申し入れをさせていただきました。ここで本当に美祢農林開発の事業そのものをやめるのか、進むのか。その辺をきっちりですね、もう一回議論をしながら、原点に戻って議論をして、その上で多数決になろうと思うんですが、一部反対があってもですね、賛成ならばみんなで盛り立てていくという意識を議会で作くりあげる必要があるんじゃないかということで、議長に先日申し上げまして、全協でそうした勉強会をやろうということの運びになりました。きのうもMYTで流れた一般質問見させていただきました。行革をベースに美祢農林開発は、市長、辞めることもあり得るかということで、市長も場合によってはあり得るという近いニュアンスの発言がありました。そんなんがありますとね、ますます現場はもうじゃあ私達がやっていることは、だめなんかというようなことになりますので、あえて私、総務企業委員会のその他で取り上げさせていただいたのはですね、皆さんご存じだろうと思うんですが、第一次美祢市の総合計画、この中で107ページ。107ページにですね、いわゆる林業の振興の中で森林整備計画、あるいは美しい山づくり計画そういうものを取り上げながらですね、31年まで含めてずっと継続的にしていこうと。当然県も森林税を取りながら、そうしたものに充当して山をきれいにしていこうと。竹の繁茂対策も含めてですね。しかも美祢市の場合は、そうした竹材等の生産団地の育成を図りますと。わざわざ総合計画に書かれているわけですね。したがって、その辺も私はむしろ執行部じゃあなくて議会側がですねこの辺をもう一回認識をしかえて議論をしていく。その上でどうしても議会が反対なら、議会が責任をもって農林省や法務省にごめんなさいと言うて行けばいいわけですから。その辺まで含めて私は、全協でやっても市民の皆さん何のことやらわからん。したがって、あえて私はこの席でその他の席でやらさせていただきました。きょう、室長にも来ていただいたのは、今後の見通しも含めて、現況。実は竹の子の水煮が1日にどれくらいできるかという、現場での詰めもやったんですが。現実に1日、今のスタッフでいくら作ってるんか。ちょっと現況を報告していただきたいと思うんですね。何が言いたかったら、全くやる気を持ってないと。私は言いたいと思うんです。したがって、作業量が思うように出来てないんです。それ

やったらですね、いくら緊急雇用だと言っても、一応、会社ですから、働かない人ばかり抱えとったって仕方がないと。働く人からすれば、議会は反対しているし、やる気も起こらん。士気が上がらないという状態なんです。その辺をもうちょっとですね、執行部からご報告いただいて、今度、議員同士の議論をまずしていきたいと。これまたま所管の委員会ですから、室長のほうからわかる範囲でちょっとご報告していただきたいと思います。

- 委員長（安富法明君） はい、河村第三セクター対策室長。
- 総合政策部第三セクター対策室長（河村充展君） 只今のご質問ですけれども、現状の報告ということでしょうが。竹の子ですね、孟宗、本竹、破竹というような形でやらせていただいております。4月中旬以降が孟宗の最盛期ということで、現場のほうにもかなりの量が入ってきております。最大で1.9トンという量が入ってきております。実際にそれを1日で処理出来ているのかということですが、対応できていないというのが現状であります。実際に入荷した竹の子が1日でどれくらい処理できるのかという数字については、細かいデータは拾ってないんですけれども、およそでいくと3回ボイルができると、1回のボイル量が約500キログラム。ということ想定をしておりますので、3回ですと1.5トンということボイルができるというふうに考えております。しかしながら、このボイルをしはじめると、当然皮をむいたり、成形したりということがありますんで、一次処理のみという形になってしまいます。実際にいろんなところに売り始めるのは、パック詰めのほうが付加価値がついて高く売れるということで、パック詰めを同時進行でしていきたいんですけれども、なかなか同時進行は出来ていないと。パック詰めの方の真空パックの加工のほうなんですけれども、斗缶を開けまして、実際に200グラムっていう形でパック処理をするんですが、現在の真空パック機でいくとですね、だいたい2分で2パックという計算をしております。したがって、8時間ぶっ通しで真空パックできると想定すると480パックですね。しかしながら、労働者なんて休憩も入れていけないといけないということで、現状どうなるのかというと、300から400っていうのが適当な数字でなかろうかというふうに思います。実際に作っては売り、作っては売りという形をしていけないといけないんで、ボイルしながらパック詰めをするというのが理想の形なんですけれども、パックのほうは入荷量が少ないときに処理をせざるを得ないという形になって

おります。4月以降が1トンを超えた入荷があったのが5日間ほどあったんですが、1トンを超えた場合は、なかなか処理もスムーズにいかなくて入荷した竹の子を次の朝またボイルをしないというような処理になっております。実際に、この期間の労働者さんの勤務体制なんですけれども、だいたい時間差で勤務していただいているんで、延べ人数でいくと1日マックス15人くらいの方が入られてるとは思います。ここら辺もちょっと細かいデータ、今、持ち合わせておりません。概数で大変申し訳ないですけれども、そういった人数の方がいらっしゃるんですが、なかなか処理がスムーズにいったないというのが現状でございます。概数で報告になります。大変申し訳ございません。

○委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今、1日の処理量あるいは、そのパック詰め作業量っていうのを聞きしたんですが、ちなみに竹の子の水煮の製品。いわゆる水煮にしたパックじゃなくて、トン数にしてどれくらいあるのか。それから総量がなんぼ入ったのか。それからパック数が、いくらことしになって販売したのかっていうのはちょっとわかりませんか。その辺でだいたい、どれくらいの程度の仕事をしてるかというのは判断できるんですが。

○委員長（安富法明君） はい、河村室長。

○総合政策部第三セクター対策室長（河村充展君） 今現在、5月末での竹の子の入荷量ですけども、26トンぐらいですね、量が入っております。今現在、パックの製造数が総数でどれくらいあるのかというところは、ちょっと今、数量はもっておりませんけれども、だいたい10トンぐらいは、パック詰めはしてる。すいません。数字間違えました。25トンの入荷なんで10トンほど斗缶にしていると、歩留まりがありますんで。10トンほどの斗缶を処理しております。実際にパック数は、200グラムのパックで週にだいたい300から400ぐらいをずっと出しております。4トンぐらいはパックしてるんじゃないかなと思いますけれども。4トンはちょっと大きいかもしれません。すいません。数字はちょっとつかんでおりません。

○委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） だいたい、わかりました。そうするとね、1日に処理能力が今、時差出勤でだいたい延べにしたら15人ぐらい担当していると。そうすると私

が思っていたのは、3回転ということになれば、1.5トン。ちょっと悪いけどね、1回転でどれぐらいの時間が必要なの。商売人がやってるのは、4回転も5回転もやってるわけ。商売人は。だから、その辺との差がちょっと違うんでお聞きしたい。もう3回以上はできないのかということと、時差でわざわざやっているにもかかわらず、3回転というとかかなりの時間を要しているわけでしょう。それからもう一つは、10トンの製品の中でパック詰めがちょっと200グラムが、今300か400っておっしゃったんやけど、そんなもんじゃあないやろう。もうちょっと作られたと思う。でないと残量の数字がちょっと合わないのであれですが。あの何を僕が言いたいかというと、室長、言いにくいだろうと思うんですね、士気が上がってるんか、上がっていないか。私が測目しているところじゃあ、相当下がっていると。はっきりもう正直に言っていただきたいんですよ。そしてその上でやっぱ議会は議論したいんですよ。すいません。よろしく。

- 委員長（安富法明君） はい、河村室長。
- 総合政策部第三セクター対策室長（河村充展君） 只今のご質問ですけれども、最初のボイルの時間です。初回のボイルが入荷から処理をして、ボイル槽に入れたと、ボイル冷却が終わるまで約3時間ぐらいかかっております。ボイルしている最中に次のボイル分は洗浄等できますんで、次回が約2時間というような形で。同じように3回目も2時間というふうな状態になっております。そのあとのご質問の士気が上がっているのかどうかというところですが、私どもの指導監督が行き届かない至らなかったところがあるかと思います。士気は下がっております。て言うのが正直な回答になろうかと思います。以上です。
- 委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） 大変、言いにくいことを言わせて申し訳ないんですが、やっぱしですね、執行部が一生懸命やっても議会がっていうことがかなり私の聞いている範囲ではあるんですね。これ私がある日、竹の子を11時前に持って行ったと思うんです。1本も出ていませんでしたその日は、ほかには。計量が済んだんが、いや5時になっても、丁度、下関に行く途中だったんであそこを通らしてもらいました。そして計量が済んだら連絡してねと頼んどったら、5時過ぎても連絡ないんです。したがって電話したら、まだ置いてあると、そのまんま。11時から5時過ぎまで放置されていたということは、6時間ぐらい放置されていたと。とうとう商工

労働課のほうに今のやかましく言うて、指示をされて6時、計量が済みましたという連絡が入ってきました。一体何をしてるんじゃないだろうかというような私は疑問を感じました。そのころからね。ずっとこう見てると、なかなか士気が上がらないなあ。言い方は悪いけど、これで本当に経営出来るかなあという危惧を感じました。一応実態だけを今回、議員の皆さん方にわかっていただこうと思って質問申し上げました。以上で。また議長が別なところで会議をするとおっしゃるんでそこでやります。

○委員長（安富法明君） はい、秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） いつも、農林開発公社の問題はですね、いつも問題になるんですけども、私はこれだけを捉えてほしくない部分がやっぱりあるんですよ。合併して2年経ちました。特に旧美東、秋芳の方はですね、当初の社会復帰促進センターができるまでのいきさつをご存じない方がありますので、できるならばですね、時系列で、できたらいきさつからどういう形で出来てきたかということ。なぜこういうふうにしなくちゃいけないかということをしてですね、ぜひ出していただきたい。整理をして議員のほうに示していただきたい。それをもって議員のほうで何らかの勉強をしていきたいと。将来的にこれをやるか否かということも含めてですね議論していきたいというふうに思いますので、是非その辺の資料を出していただきたいなと思います。

○委員長（安富法明君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、議長のほうからおっしゃっていただきましたけれども、旧美祢市からのことを引き継いでいます。大きな目的があって引き継いでおるということでございますんで、今、経営状況があまりよろしくないということがありますけれども、これが持っている大命題、この事業が持っている大命題を含めてですね、どういうことで設立されて、今これがあるかということをしてですね、知っていただくのが必要かと思います。今、きょう総務企業委員会なんですけど、きょうこの場である一定のものをお話をしたほうがいいか。それともどっかの機会でご説明をさせていただいたほうがいいか。

○委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） できれば、カメラの前で市長の考えを言っていただきたいし、それから勉強会はもし必要ならば、私は、議長にカメラを入れるように要望し

たい。

- 委員長（安富法明君） はい、村田市長。
- 市長（村田弘司君） 今、大命題があるというふうに申し上げましたけれども、いくつかあると思いますね。一つにはですね、美祢市、美しい美祢市の竹林の荒廃を防いでいくと。これはひいては、我々が持っている財産の山をきれいな形でまた後世に残していこうという、我々の世代が持っている責務を果たしていくという命題があります。それは、やっぱり竹林の整備が必要ですから、その事業として竹箸なり竹の子の水煮があろうかというふうに思っています。それと二つ目にはあの地区ですね、かつては石炭で栄えたところであるということですね。それにかわる産業があろうかということがありますし、雇用場を創出するということもあります。そして三つ目これ非常に大きいですが、社会復帰促進センターを旧美祢市の思いによって、執行部、議会のそれから市民の強い思いによって誘致をした経緯があります。刑務作業にご協力を申し上げますと、法務省サイドにですね。お約束があったということがありますね。それを実行していく責務があるということ。これも大きな命題だろうというふうに思っております。いろいろまだほかにあろうかと思えますけれども、こういうことを踏まえて、かつての美祢市から事業が始まって、そして今があるということ。その今、あらましの時系列をこの場で、むしろお話をするほうがよければですね、きょう波佐間総務部長がおりますが、彼がよく勉強しておりますので、ご説明することはできると思います。また、おつてですね、議長なり竹岡委員がおっしゃったけれども、どっかの場でまたこの執行部サイドでですね、詳しく説明をしろということであればですね、またご説明をするというように指示をいたしますが、どういたしましょうか。
- 委員長（安富法明君） はい、秋山議長。
- 議長（秋山哲朗君） これと併せてですね、この経緯等、今これが出来たことにおいての経済効果、併せてやりたいと思います。出来るならばこの会期中にぜひカメラを入れて市民の皆様にもわかっていただくようにやっていきたいと思いますが、このご配慮をお願いいたします。
- 市長（村田弘司君） そしたら、きょうはおきますか。どういたしましょうか。
- 委員長（安富法明君） 全員のほうがいいんですね。当然。一応この件は、この会期内っていうことは、執行部は大丈夫ですかね。（「対応できます」と言う者あ

り)対応できます。じゃあ一応ですね、全員ということでないという意味がないというふうに、議員全員ということですね。ですから一応この件に関しましては、議長の発言等もありまして議長預かりということで、あとでちょっと詰めていただきたいというふうに思いますが、これにご異議ありませんか。よろしいですか。はい、南口委員。

- 委員（南口彰夫君） 美祢農林のことに関して、議長が提案した振り返って時系列で整理をすると。それからセンターの果たしちよる役割と矯正事業。全体に経済効果も含めて資料を提出していただいて、議会で勉強を兼ねて議論をする必要があるという秋山議長の提案は、ぜひ議会で必要だろうと思います。ただし、もう一つの側面があるんですね。どうしても美祢農林のことに対して、もう一つ問題が残るのは、問題点と言うよりもある面そら見たことか。もっとわかりやすい言い方をすると俺が言ったとおりじゃあないかと。いう事実があるだろうと思うんです。そういう、そら見たことか、俺が言うたとおりじゃあないかって言う言葉はですね、その気持ちは私はよくわかるんです。そりゃあ何かと言えば、この20年も議員をやっちゃって、一番初っぱなに平成3年にこれは、おかしいとこれは問題じゃあないかって言うたら、当時の市長がぱんと出してきて、プロポーザルに基づいて選択をし、実施することになりました。って言うて12月議会に持ち出したのが今の来福台なんです。私が事前に調べよったときには、既に7月の段階で県と協議をしながら合議を進めているという事実を突きつけたら、市長がああって何か言いながら、当初の見通しより早く事業を進めたいということがあり、その後もいろんな形で執行部の事業にあたるいろんな意味でのミスと言えるのか。それともその当時その時はそう思ったと。しかし事態は、かわってきて事実が違ってきているということは、刑務所の前のそれこそ山陽無煙の跡地であった宇部興産の跡地。それを約20億で買うというところから、私に言わせりゃあ、そもそも間違いの出発だと。ところが第三セクターの西厚保のインターチェンジもそうなんです、ところが結果として、いろんなバランスをとりながら、今の美祢市の発展なり、まちづくりが形成されてきたのは事実なんです。だから一つ一つのことの進め方によって、善し悪しは議論すれば振り返って見れば、俺の言うたとおりじゃあないかって言うことがたくさんあるんですが、総論として全体として、それがどういう役割を今日、果たしちよるかということになれば、いろんなプラスの面で。当時刑務所誘致でもそうな

んですが、有権者から言わせりゃあたった5%の人たちの要望、嘆願書を持って法務省まで行ったんですいね。ところがやっぱ市民の9割近い方々は、賛成という意見のほうに圧倒的に多かった。それでもやっぱ5%の反対の意見を取り上げて、法務省まで行って、要望書なり嘆願書を置いてきたんですが、地元の人たちの代表と併せて。この竹の会社を設立したときに、議会に提出した資料がおそらくあるだろうと思うんです。その提出した資料の予算書の中に概ね3年、4年目には、黒字になるんだというのをかなりしつこく説明をされた経緯があると思うんですね。ところがその時に会派代表者会議並びに議会運営委員会でも事前のその内容を見たときに、内容を別にチェックしたわけじゃあないんですが、それを一つの企業・事業として見たときに、決してこの事業は黒字になることはあり得ないという、企業・事業を抱えながら、経済活動をしなから、議会活動をされているある程度の人達は、その予算書をきちんと分析をして見るのがやっぱ出来たんですね。その時にかなり厳しく指摘をされた経緯があるんです。厳しくされておるのに、いやあ、いやあって言いながら、結果として、いろいろ執行部の側からすればですよ。その予算書に基づいて、とにかくやらしてくれということでやってきたことが経過として事実なんですね。ですから、全体の議論をセンターの誘致から併せ、それから矯正事業として刑務作業も含めてですね、やっている事業そのものについて議論するのであれば、もう一つのところの当初、提案したのと併せて当初の事業の予算書、計画書を含めてですね資料の提出をお願いをしたいし、そこで当時の執行部の提案に過ちがあったのか、どうなのかも含めてですね、きちんと整理をすることが必要なのではないかと思いますので、そちらの側面もきちんと理解した上で対応していただきたいと議長と委員長をお願いしたいと思います。

- 委員長（安富法明君） 今、南口委員の発言の中にちょっと来福台っていうのが出てきたんですが（発言する者あり）訂正せんでいいわけですね。竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） もともと行政がやらんにゃあいけん仕事、そりゃあ俺はどうせ儲からんじゃあないかと言うたじゃあないかと言うんやったら、公共事業儲かりますか。行政っちゅうのは、儲からん仕事もやらざるを得ない場合があるんじゃあないですか。それをそういう論法でやるっちゅうのは、僕は、議論するちゅうのはおかしいと思う。（発言する者あり）
- 委員（南口彰夫君） 公共事業ではなから儲からないっていう資料、状況も含めて

資料の提出ならえかったんですが、あの当時のMYTがありゃあ起こしてみりゃあええけど、出してきた資料は、儲かると。執行部も3、4年度には儲かるという説明をしちよるのは事実やから。だから、当初から儲からないという議員もおったわけいね。ところが執行部の説明が3、4年後には儲かる。当時の市長のニュアンスは、少なくとも、とんとん若しくはそうしたいと。儲かるようにという言葉は使ってないんですが、黒字の方向になるようにしたいという方向で事業が提案されちよると。

- 委員（竹岡昌治君） あのとちょっと誤解を招いたらいけんから、もともこの事業は、竹を繁茂対策もやらんにゃあいけんが、竹材で箸をやりますと。山を整備したら3年後ぐらいには、竹の子が出るでしょうと。だから竹の子の水煮をやりましょと。ところが法務省さんが国レベルでちゃんと動かれたために、3年も経たんうちに、どんと先に施設がきたんですね。交付金補助金が。それでじゃあどうするんと。こりゃあ、準備も何も出来ていない。ありゃあ林副市長が言うちゃったんじゃあないかな、土台が出来ちよらんのに、家を建てろというような事態が起きたと。そっから僕は掛け違いが起きていると思うんですよね。だから執行部も当然、3年か4年後までは、儲からないというのは示していると思います。だから3年か4年経ったら利益が出るかもしれない。ところが全部、ぼんと先にきてしまった。これは事実だと思うんです。それを俺はこねえ言ったやないか、あねえ言ったやないか。そんな僕は議論はないと思うんですけどね。

- 委員長（安富法明君） はい、村田市長。

- 市長（村田弘司君） 今、両議員が議論されておりますけどね、その辺も含めて全議員の方にわかりやすいような形で、我々は隠すべきものは何もありませんから。旧美祢市で議論したこと、議員のほうにお話をしたこと、いろんなこと全部含めてですね、お出しをして現状をお示しをするということでやりたいと思いますんで、どうか、その日程をですね議会サイドで調整をしていただいたらというふうに思います。

- 委員長（安富法明君） はい、一応ですね、いろいろご意見がございました。基本的に現在進行中の事業でありますし、いろいろな関連がございます。大切なことだと思いますので、議長の発言の趣旨に沿ってですね調整をするということで一応ですね、本委員会では議長、委員長預かりということにさせていただきたいと思いま

す。勉強会を開くということを前提ですよ。テレビも入れますということも。今出ております。その辺のことは、踏まえながら預からしていただく。（発言する者あり）ちょっと暫時休憩します。

午前 11 時 39 分休憩

午前 11 時 47 分再開

- 委員長（安富法明君） それでは再開をいたします。最初にですね、先程の件に関しまして、美祢農林開発の件でございますが、日程調整を休憩中にしましたので、日にちは6月23日水曜日午前10時から、本会議場で行います。出席については、執行部のほうは市長、副市長並びに関係者でいいということです。あとは周知の方は事務局のほうでお願いします。それからあと1件、先程の件でですね、福田次長のほうから補足説明があるそうでございますので。はい福田次長。
- 総務部次長（福田和司君） 先程三好議員委員さんのほうからご質問のございました介護休暇中の共済からの支給があるかというご質問であったかと思いますが、基本的に給料日額の5割程度支給されるということになっております。
- 委員長（安富法明君） 三好委員よろしいですか。よろしいですね。それではですね、ほかにはよろしいですね。それではないようでございますので、これで本委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。お疲れでございました。

午前 11 時 49 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年6月18日

総務企業委員長

安富法明